

愛知県からのお知らせ

緊急事態措置の実施に伴う「愛知県感染防止対策協力金【大規模施設等営業時間短縮要請枠】(5/12～5/31 実施分)」の実施概要について

愛知県は、緊急事態措置の実施に伴い、5月12日(水)から5月31日(月)を対象期間とする「愛知県感染防止対策協力金【大規模施設等営業時間短縮要請枠】(5/12～5/31 実施分)」を実施しますので、お知らせします。

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮を実施した事業者に対し、「愛知県感染防止対策協力金【大規模施設等営業時間短縮要請枠】(5/12～5/31 実施分)」を交付します。

2 対象期間・交付額等(予定)

緊急事態措置の期間中、大規模施設に営業時間短縮要請を実施することに伴い、時間短縮に協力した大規模施設、テナント事業者等へ協力金を交付します。(【大規模施設等営業時間短縮要請枠】)

【大規模施設等営業時間短縮要請枠】

対象期間	2021年5月12日(水)から5月31日(月)まで【20日間】	
対象エリア	愛知県内全域	
対象事業者	大規模施設	テナント・出店者
	特措法24条9項に基づく営業時間短縮要請を受けた1000㎡超の施設を運営する事業者(大企業も含む)	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業者等
交付額	対象面積1,000㎡毎に20万円/日に「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた額	対象面積100㎡毎に2万円/日に「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた額

3 申請受付の方法・期間

申請方法及び申請期間については、現在調整中です。詳細が決まりましたら、愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイトでお知らせします。

4 問合せ先

営業時間短縮要請、「愛知県感染防止対策協力金【大規模施設等営業時間短縮要請枠】(5/12～5/31 実施分)」等については、県民相談総合窓口（コールセンター）までお問い合わせください。

電話番号：052-954-7453

開設時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）